≪介護職員等特定処遇改善加算≫

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算I~IIIを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

※ 具体的な取り組み ※

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	資格取得能力向上の為の措置	スキルアップ支援制度を導入し、 研修受講料やテキスト代等の補助を行うことにより、職員が資格 取得能力を向上しやすいよう環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担 軽減のための介護ロボットやリフト 等の介護機器等導入	リフト浴、電動ベッド(超低床ベッドを含む)の導入、骨盤ベルトの 購入等により、介護職員の腰痛 対策を行っている。
	子育てとの両立を目指す者のため の育児休業制度等の充実、事業所 内保育施設の充実	仕事と子育ての両立の一環とし て、法人内に託児所を設けてい る。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝、ミーティングを開き情報共 有を徹底している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル 等の作成による責任の所在の明確 化	インシデント・アクシデント会議 他、各種委員会の運営やマニュ アルの作成を実施している。
そ の 他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、配置基 準以上の職員配置による業務の 負担軽減を行っている。